

貿易一般保険(個別保険／包括保険)

海外子会社経由取引・制度改革(2026 年 10 月)に関する

Q&A

株式会社日本貿易保険

作成日:2026 年 7 月 31 日

現在、貿易一般保険において事前内諾により引受けている海外子会社経由取引について、
今般、2026 年 10 月より制度改革を実施することに伴う各種変更点を Q&A 形式でまとめ
ました。貿易一般保険個別保険又は包括保険のお申込み時等にご活用ください。

目次

【1.制度改正内容全般】	1
1-1 貿易一般保険の対象となる海外子会社経由取引とはどのような取引ですか。.....	1
1-2 今回の制度改正内容のポイントは何か。.....	1
1-3 変更となるのは保険申込み方法だけですか。.....	2
1-4 海外子会社経由取引が「引受基準内案件」となるということは、包括特約書上の「付保義務」の対象となるのでしょうか。.....	2
1-5 今回の制度改正により、「引受基準内案件」として保険申込みができるのはいつからですか。.....	2
1-6 従来、海外子会社経由取引として保険申込みしていたものの全てについて、制度改正後は「引受基準内案件」としての保険申込みが可能ですか。.....	2
1-7 国別引受基準(案件枠、ユーザンス、L/C 条件等)に抵触し、海外子会社経由取引以外の案件では「引受基準外案件」となる案件であっても、「引受基準内案件」としての保険申込みとなりますか。.....	3
1-8 海外子会社経由取引として付保するに際し、契約書作成等において留意すべき点を教えてください。.....	3
1-9 対象契約・取引が海外子会社経由取引スキームの要件を具備しているか否か判断が難しい場合は、引き続き事前に NEXI に相談することは可能ですか。.....	3
1-10 海外子会社経由取引について、従来通り、保険申込み前に NEXI に契約書の内容等を確認してもらうことは可能ですか。.....	3
1-11 従来、海外子会社経由取引として保険申込みを行ったものについては、証券特約が付されていましたが、「引受基準内案件」としての保険申込みとなると、証券特約はどのような扱いとなるのでしょうか。.....	4
【2.申告書・追加特約書】	5
2-1 海外子会社経由取引を「引受基準内案件」として保険を申込む際に、事前に何か手続は必要ですか。組合包括、企業包括、個別保険でそれぞれ教えてください。.....	5
2-2 申告書はいつ提出し、追加特約書はいつ締結することになりますか。.....	6
2-3 2026 年 9 月末日までに申告書を提出し、追加特約書を締結しました。その後、期中において、当初利用を予定して申告書に記載していた海外子会社以外の海外子会社について新たに海外子会社経由取引スキームを利用する必要性が生じました。この場合、期中において海外子会社を追加することは可能ですか。可能な場合、NEXI 又は組合との間で必要な手続を教えてください。併せて、申告書上の海外子会社について、海外子会社経由取引を行わなくなった場合、期中において既提出の申告書から当該子会社を削除する手続は必要ですか。.....	7
2-4 申告書内①の海外子会社記載欄の「記載日」はどのような日付を記入すればよいですか。.....	7

2-5 海外子会社を列記する際に、既存の記載欄に収まらない場合はどうしたらいいですか。	8
2-6 申告書に記載する海外子会社について、会社法上の子会社であることを NEXI に対して証明する必要はありますか。	8
2-7 申告書に記載する海外子会社について、NEXI の海外商社名簿への登録及び子会社登録をする必要はありますか。	8
2-8 申告書を提出する場合、留意すべき点があれば教えてください。	8
2-9 申告書の署名権限について、代表取締役社長ではなく、例えば営業グループ CEO 又は CFO に変更することは可能ですか。	8
【3.海外子会社経由取引の保険申込み方法】	9
3-1 海外子会社経由取引について「引受基準内案件」として保険申込みする際の留意点を教えてください。	9
3-2 保険申込み項目についてこれまでとの変更点について教えてください。	11
3-3 保険料計算方法は変更となりますか。	11
3-4 保険申込み時に、親子間契約において決済期間・決済期日が規定されていない場合（「海外子会社は、エンドユーザーから代金を受領した後、速やかに親会社に対し本契約に係る代金を支払うものとする」のように、ユーザンス等が明記されていないケースをいいます）、どのように保険申込みすればよいですか。	11
3-5 個別保険（鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険を除く）において、海外子会社経由取引を Web 申込みする際の留意点について教えてください。	12
3-6 従来、海外子会社経由取引として保険申込みしていたもののうち、海外子会社が「兄弟会社」のように、会社法に定める「子会社」に該当しない場合は、従来通りの保険申込み方法（事前に内諾又はみなし内諾を取得した上で「引受基準外案件」として保険申込み）とのことですが、保険申込みの際の項目入力方法も、従来通り、海外子会社を「契約相手方」、エンドユーザーを「代金支払人」として保険申込みすることになりますか。	12
3-7 海外子会社経由取引と同様の取引形態であるが、エンドユーザー及びエンドユーザー所在国のリスクについて貿易保険の付保は不要と考えています。この場合、包括保険の申込みは任意でしょうか。	12
3-8 鋼材包括保険、設備財包括保険、企業総合保険、技術提供契約等包括保険における子会社除外オプションと海外子会社経由取引の保険申込みの関係を教えてください。	13
【4.引受基準との関係】	14
4-1 保険申込み時には、エンドユーザーの情報のみを入力して保険申込みし、海外子会社の情報は入力しないということですが、引受基準との関係では、エンドユーザー所在国のみの国別引受基準を確認し、引受基準に抵触するか否かを判断すればよいですか。	14
【5.内容変更等】	15
5-1 海外子会社経由取引として任意に「引受基準内案件」として保険申込み・保険契約締	

結しました。その後、契約金額の増額(10%以上)や保証国の変更などの「重大な内容変更等」が発生しました。当該重大な内容変更等について NEXI への承認申請義務はありますか。また、内容変更等に関する事前の承認審査は必要ですか。..... 15

5-2 今回の制度改正前(2026 年 9 月 30 日以前)に海外子会社経由取引として保険契約を締結した案件について、制度改正後に重大な内容変更等の手続を行う場合、事前の承認審査は必要でしょうか。..... 15

【6.保険事故発生時の手続(請求・回収)】.....16

6-1 今回の制度改正により、海外子会社経由取引における保険金請求方法、保険金請求時に必要となる書類等に変更はありますか。..... 16

6-2 今回の制度改正を踏まえ保険金請求の際に留意する点はありますか。..... 16

6-3 今回の制度改正後、NEXI は、どのタイミングで、保険契約締結済みの取引が海外子会社経由取引であることを認識しますか。..... 16

6-4 今回の制度改正後、海外子会社経由取引における保険金請求後の債権回収について留意する点はありますか。..... 16

【1.制度改正内容全般】

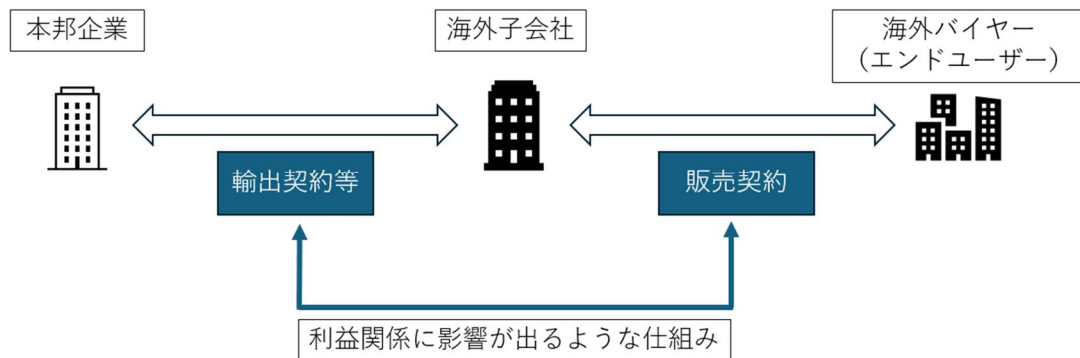
1-1 貿易一般保険の対象となる海外子会社経由取引とはどのような取引ですか。

貿易一般保険の対象となる「海外子会社経由取引」とは、本邦企業が海外子会社等との間で本邦貨物等の輸出契約等を締結し、海外子会社が当該貨物等を海外バイヤー(エンドユーザー)に販売する取引を指します。

上記取引において、親会社と海外子会社の間の契約と海外子会社と海外バイヤーの間の契約に紐づけがなされており、海外子会社と海外バイヤーの間の契約の不払いリスクを実質的に本邦親会社が負担するケース(「If and When」型の取引)について、本邦企業が希望する場合には、子会社・海外バイヤー間の契約の不払いの結果、親会社が被る損失をてん補します。

(海外子会社経由取引の基本的なスキーム図は下記をご参照ください。なお、当該運用は貿易一般保険(個別・包括)を付保する場合のみであり、貿易一般保険以外の保険商品では対象外です。)

(海外子会社経由取引スキーム図)



1-2 今回の制度改正内容のポイントは何ですか。

これまで海外子会社経由取引についてエンドユーザー(海外子会社の販売先及び代金支払人)及びエンドユーザー所在国のリスクをカバーする場合は、貿易一般保険において「引受基準外案件」として、保険契約締結の前に、内諾手続(又はみなし内諾手続)が必要でしたが、今回 2026 年 10 月 1 日の制度改正により、「引受基準内案件」として、事前の内諾手続を経ることなく、保険申込みを行っていただくことが可能となりました。

1-3 変更となるのは保険申込み方法だけですか。

2026 年 10 月 1 日から変更となるのは、保険申込み方法のほか、包括保険については、事前の「申告書」のご提出と、「追加特約書」の締結手続きが新たに必要となります。(詳細は 2-1 をご参照ください。)それ以外の保険申込み範囲(個別案件ごとの任意申込み)、てん補範囲、対象となる海外子会社の要件、対象となる親子間契約の形態 (If and When 条項¹等)については変更ありません。

1-4 海外子会社経由取引が「引受基準内案件」となるということは、包括特約書上の「付保義務」の対象となるのでしょうか。

包括保険の付保義務に関しては、これまでと変更ありません。

また、本改正に基づく手続きにおいて、エンドユーザー及びエンドユーザー所在国のリスクを対象とする場合は、2-1 に記載の通り、「申告書」により事前に指定した海外子会社経由の取引に限られます。エンドユーザー等に係るリスクまで付保するか否かについては、従来通り、利用者において、個別案件毎に任意で選択いただけます。付保義務に関しては、3-7 と 3-8 もご参照ください。

1-5 今回の制度改正により、「引受基準内案件」として保険申込みができるのはいつからですか。

販売契約や親子間契約の締結日に関わらず、2026 年 10 月 1 日以降に保険を申込まれる(保険契約を締結する)ものより「引受基準内案件」として取り扱います。

なお、鋼材包括保険と鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険は、10 月 1 日以降に輸出契約が締結されるお取引から引受基準内案件として扱います。

1-6 従来、海外子会社経由取引として保険申込みしていたものの全てについて、制度改正後は「引受基準内案件」としての保険申込みが可能ですか。

従来、海外子会社経由取引として保険申込みしていただいていたもののうち、海外子会社が「兄弟会社」のように会社法に定める子会社に該当しない場合のみ、従来通りの保険申込み方法(事前に内諾又はみなし内諾手続を経た上で「引受基準外案件」として保険申込み)を継続します。それ以外の海外子会社経由取引については、2026 年 10 月 1 日以降は原則として、「引受基準内案件」としての保険申込みとなります。

¹エンドユーザーが代金を支払わなければ親会社には代金を支払わない旨の規定。

1-7 国別引受基準(案件枠、ユーザンス、L/C 条件等)に抵触し、海外子会社経由取引以外の案件では「引受基準外案件」となる案件であっても、「引受基準内案件」としての保険申込みとなりますか。

その場合は「引受基準内案件」とはなりません。国別引受基準に抵触する「引受基準外案件」として、事前に内諾申請が必要です。NEXI 側で内諾審査を行った上で、保険申込みを行っていただくこととなります。国別引受基準との関係については 4-1 もご参照ください。

1-8 海外子会社経由取引として付保するに際し、契約書作成等において留意すべき点を教えてください。

従来と同様、特に海外子会社との親子間契約において If and When 条項¹を定めることや、親子間契約を委託販売方式とするなど、エンドユーザーの代金不払いが直接的に親会社と海外子会社間の利益関係に影響を及ぼす仕組みが構築されていることが必要です。保険金請求時に、親子間契約において当該仕組みが構築されていないことが確認された場合、保険金をお支払いすることができませんので、ご注意ください。

1-9 対象契約・取引が海外子会社経由取引スキームの要件を具備しているか否か判断が難しい場合は、引き続き事前に NEXI に相談することは可能ですか。

ご相談をお受けすることは可能ですが、親子間契約の内容が海外子会社経由取引スキームの要件を具備しているか否かは、一義的には、利用者ご自身でご確認いただくことが必要です。契約書文言について、まずは自社の Legal 担当部門や、弁護士等にご相談くださるようお願いいたします。なお、NEXI へのご相談については、余裕をもってご連絡ください。

1-10 海外子会社経由取引について、従来通り、保険申込み前に NEXI に契約書の内容等を確認してもらうことは可能ですか。

1-9 の通り、前広なご相談には可能な範囲で対応しますが、2026 年 10 月 1 日の制度改正後は、海外子会社経由取引は制度上「引受基準内案件」となりますので、都度の契約書の内容確認や内諾審査を行うことはいたしかねます。今回の制度改正は、制度の簡素化と手続の軽減を目的としていることをご理解くださるようお願いいたします。

1-11 従来、海外子会社経由取引として保険申込みを行ったものについては、証券特約が付されていましたが、「引受基準内案件」としての保険申込みとなると、証券特約はどのような扱いとなるのでしょうか。

包括保険及び鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険においては、従来の証券特約の内容を利用者又は組合等と NEXI の間で締結する「追加特約書」に盛り込むため、保険証券毎の特約の付帯はなくなります。鋼材包括保険の上乗せ以外の個別保険は、従来通り、保険証券毎に証券特約を付します。

【2.申告書・追加特約書】

2-1 海外子会社経由取引を「引受基準内案件」として保険を申込む際に、事前に何か手続は必要ですか。組合包括、企業包括、個別保険でそれぞれ教えてください。

①包括保険

海外子会社経由取引スキームの要件充足を確認するため、「申告書」を各組合等又は NEXI に提出していただく必要があります。申告書には海外子会社経由取引を予定している自社の海外子会社を記載してください。当該「申告書」内容を基に、「追加特約書」を締結することとしています。なお、申告書は必ず保険申込み前にご提出ください。「追加特約書」は、組合包括の場合は各組合等と NEXI の間で、企業包括の場合は利用企業と NEXI の間で締結します。

②鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険

「申告書」は、次項 2-2 の通り、鋼材包括保険の「申告書」と併せて、該当する鋼材包括保険関係の各組合等にご提出ください。鋼材包括保険で締結された「追加特約書」は鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険も対象としているため、改めての締結は不要です。

③個別保険(鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険を除く)

「申告書」の提出及び「追加特約書」の締結は不要です。

2-2 申告書はいつ提出し、追加特約書はいつ締結することになりますか。

各包括保険商品における申告書の提出時期・提出要否・提出先及び追加特約書の締結手続については、下記をご参照ください。

利用保険商品	「申告書」の提出時期・提出要否・提出先及び 「追加特約書」の締結手続		
	2026 年 10 月 1 日 より利用	期中(2026 年度)に 利用	2027 年度以降に 利用
組合包括保険 ² 及び 鋼材包括の上乗 せとして付保する 個別保険	・2026 年 9 月末日まで に組合員等から各組合等 宛に「申告書」を提出。 ・各組合等と NEXI との 間で、2026 年 10 月 1 日付で「追加特約書」を締 結。	<u>「申告書」既提出の場合</u> 既提出の内容に変更がある場合のみ、組合員 等から各組合等宛に「申 告書」を提出。(海外子 会社の追加等)	・組合包括特約書更改 のタイミングで、毎年 3 月初旬までに、組合員 等から各組合等宛に「申 告書」を提出。(以後、期 中の扱いは左に同じ。) ・各組合等と NEXI と の間で、毎年 4 月 1 日 付で包括特約書を更改 するとともに「追加特約 書」も更改。
		<u>「申告書」未提出の場合</u> 保険申込み前までに 組合員等から各組合等 宛に「申告書」を提出。 (2-4 もご参照くださ い。)	
企業総合保険 及び 技術提供契約等 包括保険	・2026 年 9 月末日まで に NEXI 宛に「申告書」を 提出。 ・「申告書」を提出いた だいた特約締結者と NEXI との間で、2026 年 10 月 1 日付で「追加特約 書」を締結 ³ 。	<u>「申告書」既提出の場合</u> 既提出の内容に変更がある場合のみ NEXI 宛に 「申告書」を提出 ³ 。(海外子会社の追加等)	
		<u>「申告書」未提出の場合</u> 保険申込み前までに NEXI 宛に提出し、NEXI と の間で「追加特約書」を締結 ³ 。	

² 鋼材包括保険及び設備財包括保険。

³ 特約書本体及び「追加特約書」は原則自動更新。その間、提出済みの「申告書」の内容に変更がない限りは再度の「申告書」提出は不要。

2-3 2026 年 9 月末日までに申告書を提出し、追加特約書を締結しました。その後、期中において、当初利用を予定して申告書に記載していた海外子会社以外の海外子会社について新たに海外子会社経由取引スキームを利用する必要性が生じました。この場合、期中において海外子会社を追加することは可能ですか。可能な場合、NEXI 又は組合との間で必要な手続を教えてください。併せて、申告書上の海外子会社について、海外子会社経由取引を行わなくなった場合、期中において既提出の申告書から当該子会社を削除する手続は必要ですか。

① 期中の対象海外子会社追加

可能です。期中に新たな海外子会社を追加する必要性が生じた時は、当該子会社を相手方とする輸出契約等の保険申込みを行う前までに、当該子会社を追記した「申告書」を再度 NEXI 又は組合に提出してください。

組合包括保険の場合は申告書を提出後に海外子会社経由取引の保険申込みが可能となります。また、企業総合保険・技術提供契約等包括保険の場合は申告書の提出・追加特約書の締結後、海外子会社経由取引の保険申込みが可能となります。

② 海外子会社経由取引を行わなくなった海外子会社の手続

申告書上の海外子会社について、海外子会社経由取引を行わなくなった場合でも、期中に申告書から当該子会社を削除する必要はありません。追加特約書更改時又は期中の海外子会社追加に伴う申告書の更新時に、当該子会社を削除した申告書をご提出ください。

2-4 申告書内①の海外子会社記載欄の「記載日」はどの日付を記入すればよいですか。

企業総合保険と技術提供契約等包括保険については、「記載日」に、はじめて当該子会社を申告書に記載した日付(登録日)をご記入ください。各海外子会社が、いつから申告書に記載されていたかを把握するため、申告書を更新する場合でも、「記載日」は更新しないようにお願いいたします。

設備財包括保険と鋼材包括保険についても同様に、初回提出時は当該子会社を申告書に記載した日付(登録日)を記入していただきますが、その後は毎年度の特約書の更改のタイミングで申告書も更新するため、「記載日」もその更新時において申告書に記載した日付をご記入ください。

また、保険種を問わず、既提出の申告書から海外子会社を削除する際には、「子会社名」と併せて「記載日」を削除いただいて問題ありません。

2-5 海外子会社を列記する際に、既存の記載欄に収まらない場合はどうしたらいいですか。

Word ファイル内の操作にて、記載欄を複製の上、ご記入ください。Excel ファイルに記載欄を転記いただき、別添として提出することも可能です。

また、申告される海外子会社に複数の支店がある場合は、海外子会社経由取引で利用する全ての支店の住所をご記入ください。

2-6 申告書に記載する海外子会社について、会社法上の子会社であることを NEXI に対して証明する必要がありますか。

原則、会社法上の子会社であることの証明は必要ありません。ただし、保険事故発生時に会社法上の子会社であることを証明できない場合は、保険金がお支払いできない場合もございますので、ご注意ください。

2-7 申告書に記載する海外子会社について、NEXI の海外商社名簿への登録及び子会社登録をする必要はありますか。

申告書に記載する海外子会社については、NEXI の海外商社名簿への登録及び子会社登録をする必要はありません。すでに登録されている場合も問題ありません。ただし、海外子会社経由取引で利用する子会社については、いずれの場合も申告書には必ず記載いただくようお願いいたします。

2-8 申告書を提出する場合、留意すべき点があれば教えてください。

申告書の内容を十分に確認したうえで、海外子会社経由取引で利用予定の海外子会社(会社法に定める子会社に該当するもの)を申告書に記載してください。兄弟会社を申告書に含めていただく必要はありません。

2-9 申告書の署名権限について、代表取締役社長ではなく、例えば営業グループ CEO 又は CFO に変更することは可能ですか。

変更可能です。ご提示いただいた例の場合、事前に営業グループ CEO 又は CFO の「[代理人](#)」登録をお願いします。「代理人」登録完了後は代理人様名義で申告書にご署名いただくことが可能です。

【3.海外子会社経由取引の保険申し込み方法】

3-1 海外子会社経由取引について「引受基準内案件」として保険申し込みする際の留意点を教えてください。

従来は「引受基準外案件」として内諾又はみなし内諾が必要であったため、一部保険商品を除き、紙様式での保険申込み(電子申請)が必要でしたが、今回 2026 年 10 月 1 日の制度改正により、「引受基準内案件」としての保険申込み(一部保険商品を除き Web 申込み)となります。各保険商品における「引受基準内案件」の保険申込みと同様の方法にて申込みください。内諾又はみなし内諾の手続きはありません。各保険商品における保険申込み方法は下記をご参照ください。

【個別保険(※鋼材包括保険の上乗せ付保を除く)】

	従来	制度改正後
保険申込み方法	Web サービスから保険申込み。 NEXI 側における内諾番号取得 及びロック解除手続きが必要。	Web サービスから保険申込み。 ロック解除手続きは不要。
保険申込み項目への 入力	「契約相手方」に海外子会社を、 「代金支払人」にエンドユーザー を入力。	「契約相手方」及び「代金支払 人」とともに、エンドユーザーを 入力。 Web 申込み画面の「連絡欄」 に「海外子会社経由取引」で ある旨を必ず明記。
証券特約の付带有無	証券特約を付帯。	証券特約(運用規程にて新た に定型特約化)を付帯。

【個別保険(※鋼材包括保険の上乗せ付保の場合)】

	従来	制度改正後
保険申込み方法	Web サービスから保険申込み。 NEXI 側における内諾番号取得 及びロック解除手続きが必要。	Web サービスから保険申込み。 ロック解除手続きは不要。
保険申込み項目への 入力	「契約相手方」に海外子会社を、 「代金支払人」にエンドユーザー を入力。	「契約相手方」及び「代金支払 人」とともに、エンドユーザーを 入力。
証券特約の付带有無	証券特約を付帯。	証券特約は付帯なし。

【鋼材包括保険】

	従来	制度改正後
保険申込み方法	一般案件として電子申請により別紙様式にて保険申込み。	台帳型案件として Web サービスから保険申込み。
保険申込み項目への入力	「契約相手方」に海外子会社を、「代金支払人」にエンドユーザーを入力。	「仕向国」「支払国」にエンドユーザーの所在国を入力。
証券特約の付带有無	証券特約を付帯。	証券特約は付帯なし。

【設備財包括保険】

	従来	制度改正後
保険申込み方法	一般案件として電子申請により別紙様式にて保険申込み。	台帳型(特定 2 年未満)案件として Web サービスから保険申込み。
保険申込み項目への入力	「契約相手方」に海外子会社を、「代金支払人」にエンドユーザーを入力。	「契約相手方」及び「代金支払人」とともに、エンドユーザーを入力。
証券特約の付带有無	証券特約を付帯。	証券特約は付帯なし。

【企業総合保険】

	従来	制度改正後
保険申込み方法	証券型案件として電子申請により別紙様式にて保険申込み。	台帳型案件として、Web サービスから保険申込み。
保険申込み項目への入力	「契約相手方」に海外子会社を、「代金支払人」にエンドユーザーを入力。	「契約相手方」及び「代金支払人」とともに、エンドユーザーを入力。
証券特約の付带有無	証券特約を付帯。	証券特約は付帯なし。

【技術提供契約等包括保険】

	従来	制度改正後
保険申込み方法	電子申請により別紙様式にて保険申込み。	電子申請により別紙様式にて保険申込み。
保険申込み項目への入力	「契約相手方」に海外子会社を、「代金支払人」にエンドユーザーを入力。	「契約相手方」及び「代金支払人」とともに、エンドユーザーを入力。
証券特約の付带有無	証券特約を付帯。	証券特約は付帯なし。

3-2 保険申込み項目についてこれまでとの変更点について教えてください。

従来の保険申込みでは、自社の海外子会社を「契約相手方」、エンドユーザーを「代金支払人」としていただいていたましたが、制度改正後は、エンドユーザーを「契約相手方」及び「代金支払人」としてお申込みください。海外子会社の情報は入力不要です。個別保険（鋼材包括保険の上乗せ付保を除く）の場合には、Web 申込み画面の「連絡欄」に「海外子会社経由取引」である旨を必ず明記してください。

「仕向国」は、従来通り、貨物の最終仕向先国を入力してください。

Web で保険申込みが可能な保険商品のうち個別保険及び企業総合保険では、2026 年 10 月以降、Web 申込み画面の「ヘルプ」で、制度改正後の各入力項目について解説する予定です。

3-3 保険料計算方法は変更となりますか。

従来、船積後非常保険料率は契約相手方（海外子会社）の所在国又は代金支払人（エンドユーザー）の所在国のいずれかリスクの高い所在国の国カテゴリーに基づいて算出していましたが、2026 年 2 月の制度改正により、一律に代金支払人（エンドユーザー）の所在国の国カテゴリーに基づいて船積後非常保険料率を算出する方法に変更となりました。その他の点について、保険料計算方法に変更はありません。

3-4 保険申込み時に、親子間契約において決済期間・決済期日が規定されていない場合（「海外子会社は、エンドユーザーから代金を受領した後、速やかに親会社に対し本契約に係る代金を支払うものとする」のように、ユーザンス等が明記されていないケースをいいます）、どのように保険申込みすればよいですか。

原則、海外子会社-エンドユーザー間の決済期日に親子間契約のユーザンス期間を足した期間を決済期間としてご入力いただきます。

親子間契約においては、決済期間・決済期日が明確に確認できるよう契約上定めていただくことが基本となります。その上で、やむを得ず親子間契約において決済期日が明記されていない場合には、海外子会社-エンドユーザー間の決済期日に 7 日を加えた日付を決済期日(みなし決済期日)としてお申込みください。(関連規程として[改正後の貿易一般保険運用規程](#)第 23 条第三号をご参照ください。)

3-5 個別保険(鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険を除く)において、海外子会社経由取引を Web 申込みする際の留意点について教えてください。

海外子会社経由取引を Web 申込みする際には、申込み対象取引が海外子会社経由取引である旨を Web 上で申告(Web 申込み画面上の「連絡欄」に必ず明記)してください。当該申告に基づき、証券特約(定型特約)を付帯します。3-1 もご参照ください。

3-6 従来、海外子会社経由取引として保険申込みしていたもののうち、海外子会社が「兄弟会社」のように、会社法に定める「子会社」に該当しない場合は、従来通りの保険申込み方法(事前に内諾又はみなし内諾を取得した上で「引受基準外案件」として保険申込み)とのことですが、保険申込みの際の項目入力方法も、従来通り、海外子会社を「契約相手方」、エンドユーザーを「代金支払人」として保険申込みすることになりますか。

ご理解の通り、当該ケースでは、保険申込みの際には、従来通り、海外子会社を「契約相手方」、エンドユーザーを「代金支払人」として保険申込みしていただくこととなります。

3-7 海外子会社経由取引と同様の取引形態であるが、エンドユーザー及びエンドユーザー所在国のリスクについて貿易保険の付保は不要と考えています。この場合、包括保険の申込みは任意でしょうか。

エンドユーザー及びその所在国のリスクについて貿易保険の付保を不要と考えている場合でも、親子間契約が包括保険特約書上の「対象契約」に該当する場合は、親子間契約は包括保険の申込み義務があります(非常危険のみてん補)。

本改正後の引受基準で保険申込みが任意となっているのは、エンドユーザー及びエンドユーザー所在国において生じた事由をてん補事由とする保険契約になります。そのため、申告書に記載のある海外子会社を経由するお取引であれば、その中から保険付保をご希望されるお取引を選択して、保険をお申込みいただけます。

2026 年 10 月 1 日以降に海外子会社経由取引として付保をご希望の場合は、当該取引で経由する海外子会社が申告書に記載されている必要があります。

3-8 鋼材包括保険、設備財包括保険、企業総合保険、技術提供契約等包括保険における子会社除外オプションと海外子会社経由取引の保険申込みの関係を教えてください。

上記包括保険において、子会社除外オプションにより付保対象外となる輸出契約等については、包括保険において海外子会社経由取引をお申込みいただくことはできません。個別保険において海外子会社経由取引をお申込みください。包括保険における子会社除外オプションの内容については、利用者ご自身で包括特約書上のオプションの設定状況をご確認ください。

【4.引受基準との関係】

4-1 保険申込み時には、エンドユーザーの情報のみを入力して保険申込みし、海外子会社の情報は入力しないということですが、引受基準との関係では、エンドユーザー所在国のみの国別引受基準を確認し、引受基準に抵触するか否かを判断すればよいですか。

保険申込み時には、エンドユーザーの情報のみを入力していただきますが、引受基準との関係では、海外子会社所在国とエンドユーザー所在国の双方の国別引受基準をご確認いただき、契約内容がいずれかの国の国別引受基準に抵触する場合には、「引受基準外」案件として内諾審査が必要となります。なお、適用される国カテゴリーについては、保険申込み時点のものとなります。

Web で保険申込みが可能な保険商品のうち個別保険及び企業総合保険では、2026 年 10 月以降、Web 画面上の「ヘルプ画面」にて、海外子会社所在国の引受基準の確認も必要な旨を解説する予定です。

【5.内容変更等】

5-1 海外子会社経由取引として任意に「引受基準内案件」として保険申込み・保険契約締結しました。その後、契約金額の増額(10%以上)や保証国の変更などの「重大な内容変更等」が発生しました。当該重大な内容変更等について NEXI への承認申請義務はありますか。また、内容変更等に関する事前の承認審査は必要ですか。

包括保険・個別保険共に、NEXI への承認申請義務はありません。保険契約の変更を希望する場合のみ内容変更の通知が必要となります。この場合、事前の承認審査は不要で、「内容変更等通知」を行っていただくことで保険契約が変更されますが、国別引受基準(案件枠、ユーザンス、L/C 条件等)に抵触する「引受基準外案件」の場合は内容変更等に関する事前の承認審査が必要となります。

5-2 今回の制度改正前(2026 年 9 月 30 日以前)に海外子会社経由取引として保険契約を締結した案件について、制度改正後に重大な内容変更等の手続を行う場合、事前の承認審査は必要でしょうか。

今回の制度改正前に保険契約を締結した案件については基準外案件として扱うため、重大な内容変更等に際しては NEXI による事前の承認審査が必要であること、契約相手方＝海外子会社、代金支払人＝エンドユーザーとする旧保険設計になることにご注意ください。

制度改正後に保険申込みされた案件については、原則基準内案件となり、5-1 の通り事前の承認審査は不要です。保険契約の変更を希望する場合のみ内容変更の通知が必要となります。

【6.保険事故発生時の手続(請求・回収)】

6-1 今回の制度改正により、海外子会社経由取引における保険金請求方法、保険金請求時に必要となる書類等に変更はありますか。

保険金請求方法、保険金請求時に必要となる書類等に関しては、これまでと変更ありません。海外子会社経由取引に関する保険金請求書類は、基本的に通常の保険金請求時に必要となる書類と同じですが、親子間契約書の写しに加えて、海外子会社とエンドユーザーとの間の販売契約書の写し、海外子会社によるエンドユーザーに対する支払督促履歴、エンドユーザー発行の債務確認書が必要となります。

6-2 今回の制度改正を踏まえ保険金請求の際に留意する点はありますか。

従来は、内諾審査時に親子間契約の内容を NEXI 側で確認し、If and When 条項¹の有無や、親子間契約と海外子会社とエンドユーザー間の販売契約の紐付け等、海外子会社経由取引スキームの要件を具備している親子間契約か否かの確認を行っておりました。しかし、2026 年 10 月 1 日の制度改正後は内諾審査を行わず「引受基準内案件」として保険申込みしていただくこととなるため、今後 NEXI 側では、親子間契約の内容について保険引受時には確認せず、保険金請求後に確認することとなります。その際に、親子間契約の内容が海外子会社経由取引スキームの要件を具備していないことが判明した場合、保険金はお支払いできません。従って、保険の申込み時には、利用者ご自身にて親子間契約の内容をご確認いただくことが必要です。

6-3 今回の制度改正後、NEXI は、どのタイミングで、保険契約締結済みの取引が海外子会社経由取引であることを認識しますか。

個別保険(鋼材包括保険の上乗せとして付保する個別保険を除く)を除き、保険申込書や保険契約台帳には、当該取引が海外子会社経由取引である旨の記載がありません。そのため保険事故の発生後、被保険者より当該取引が海外子会社経由取引である旨を説明していただく必要があります。ご説明いただいたところで、初めて NEXI は海外子会社経由取引であることを認識することになります。

6-4 今回の制度改正後、海外子会社経由取引における保険金請求後の債権回収について留意する点はありますか。

これまでの取扱いから変更ありません。海外子会社経由取引においては、親子間契約に基づき、親会社がその海外子会社に対して有する債権を被保険債権として付保

することになります。一方、実際の回収局面では、取引のエンドユーザーから回収を行うこととなり、この場合、エンドユーザーに対する直接の債権者（請求主体）は海外子会社となります。このため、保険金請求後の債権回収にあたっては、被保険者である親会社が、海外子会社に対して適切に指示・関与し、エンドユーザーからの債権回収を行っていただくことが必要となります。親会社には、海外子会社と連携・協力しながら、回収が円滑に進むように対応していただくことが基本となります。

以上